

第 82 回国民スポーツ大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

第 14 回総務企画専門委員会



第82回国民スポーツ大会・
第27回全国障害者スポーツ大会
マスコットキャラクター
長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和 7 年 1 月
書面開催

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 第14回総務企画専門委員会

目次

1 委員名簿	・・・2
2 報告事項	
(1) 総務企画専門委員会 委員の変更について	・・・4
(2) 準備委員会における決定事項について	・・・5
(3) 第82回国民スポーツ大会 開催予定施設名の変更について	・・・6
3 審議事項	
(1) 第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更(案)について	・・・8
(2) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針(案)について	・・・9

総務企画専門委員会 委員

(委員は順不同、敬称略)

職名	氏名	所属・役職等
委員長	北島 隆英	観光スポーツ部参事
副委員長	岩間 英明	長野県スポーツ推進審議会 会長
委員	平林 靖久	一般社団法人長野県経営者協会 専務理事
〃	井出 康弘	長野県中小企業団体中央会 専務理事
〃	徳武 高久	一般社団法人長野県商工会議所連合会 専務理事
〃	中村 正人	長野県商工会連合会 専務理事
〃	中村 宏平	公益財団法人長野県スポーツ協会 専務理事
〃	篠原 邦彦	公益財団法人長野県スポーツ協会総務専門委員会 委員長
〃	母袋 創一	一般財団法人上田市スポーツ協会 会長
〃	松井 元	長野県スポーツ推進委員協議会 会長
〃	月岡 俊明	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	宮本 憲一	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 理事
〃	福田 雄一	長野県市長会 事務局長
〃	原山 幸治	長野県町村会 事務局長
〃	田中 英児	企画振興部地域振興課長
〃	棚田 益弘	健康福祉部健康福祉政策課長
〃	藤木 秀明	健康福祉部障がい者支援課長
〃	小山 浩一	観光スポーツ部観光誘客課長
〃	井澤 克行	観光スポーツ部スポーツ振興課長
〃	水野 恵子	教育委員会事務局教育政策課長

計20名

報告事項

総務企画専門委員会 委員の変更について

(敬称略)

職名	新任者	旧任者	所属・役職等
委員	月岡 俊明		公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃		永原 龍一	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事

準備委員会における決定事項について

会議・開催日	決定事項	所掌専門委員会						
		総務 企画	競技 運営	広報 県民	宿泊 衛生	輸送 交通	式典 会場	警備 消防
第12回常任委員会 令和6年7月26日 オンライン会議	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規 程の改正							
	第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更	○						
	第27回全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町村の業務分 担・経費負担基本方針及び細目 の改正	○						
	第82回国民スポーツ大会デモン ストレーションスポーツ実施競 技及び会場地市町村第2次選定		○					
第8回総会 令和6年7月26日 オンライン会議	令和5年度事業報告							
	令和5年度収支決算							
	令和6年度事業計画							
	令和6年度収支予算							
	令和6年度暫定収支予算（会長 専決処分）							

第 82 回国民スポーツ大会 開催予定施設名の変更について

第 82 回国民スポーツ大会の競技会開催予定施設名に変更があったことから下記のとおり報告する。

1 第 82 回国民スポーツ大会

競技・種目	種別	市町村	開催予定施設	
			変更前	変更後
相撲	成年男子 少年男子	木曾町	木曾町民相撲場	木曾町相撲場

(変更理由)

施設名称の表記を変更

審議事項

第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更（案）について

第82回国民スポーツ大会の競技会開催予定施設を、次のとおり変更する。

競技・種目	種別	市町村	開催予定施設	
			変更前	変更後
スポーツクライミング	全種別	大町市	大町市運動公園特設スポーツクライミング会場	旧長野県大町北高等学校跡地特設スポーツクライミング会場

（変更理由）

中央競技団体正規視察の結果を踏まえ、競技会開催予定施設の規模等を精査した結果、競技会開催予定施設を変更する必要性が生じたため。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針（案）

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて、第 82 回国民スポーツ大会および第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）に参加することで、開催気運を盛り上げるとともに、県民総参加の信州やまなみ国スポ・全障スポをめざす。

あわせて、長野県の歴史や文化・スポーツ・自然・食等のあらゆる魅力について全国へ発信する。

2 事業内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備（実行）委員会が認めたものとする。

- (1) スポーツに関する文化・芸術事業
- (2) 長野県の自然や歴史、伝統、文化等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 事業実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、長野県および特定非営利活動法人
日本スポーツ芸術協会
- (2) 長野県内の市町村
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く）

4 実施期間

文化プログラムの実施期間は、原則として令和 10 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの期間とする。

5 開催地

文化プログラムは原則として長野県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施に係る経費は、3 に定める各事業の実施者が負担する。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針(案)に係る概要説明

1 大会にかかる文化プログラムの概要

(1)趣旨・目的

- ・日本スポーツ協会が定める『国民スポーツ大会開催基準要項』および『文化プログラム実施基準』に基づき実施するもの。
- ・スポーツ文化や開催県が誇る伝統・文化等をテーマとし、開催県における大会開催の気運醸成や、国スポの目的や意義の全国的な普及啓発等を目的とする。

(2)対象事業

- ・伝統芸能、祭り、絵画展、写真展、科学教室、スポーツイベント、e スポーツ大会等

(3)主催等

- ・県準備(実行)委員会のほか、市町村や文化・芸術団体が実施(費用は各自負担)
- ・事業実施者は、大会文化プログラムのロゴマークを広報印刷物、ウェブサイト、看板等に表示することができる。
- ・県準備(実行)委員会は、文化プログラムにかかる各事業をとりまとめ、大会ホームページ等で広報する。

(4)日本スポーツ協会における手続き

- ・県実行委員会が各事業を「文化プログラム」としてとりまとめ、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会に申請し、承認を得る。

(5)参考(関係規程)

『国民スポーツ大会開催基準要項』

7 開催の基本方針

(5)大会の文化プログラム

大会の主権者及び特定非営利法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主権者に会場地市町村を含めることができる。

『文化プログラム実施基準』

1. 主催者

主催者は開催基準要項第7項第5号に定めるほか、個別のプログラムにおいては、目的に沿う範囲内で、宗教団体、政治団体を除く次の各号に該当するものを加えることができる。

- (1) 開催地都道府県(以下「開催県」という。)の市区町村
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 通信、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関
- (4) その他、開催県実行委員会が上記各号に準ずると認めるもの

2. 主管及び運営

- (1) 開催県実行委員会により設置された、文化プログラムを企画・推進する専門委員会等が主管し、運営する。
- (2) 個別のプログラムについては、事業内容に応じて、主催者及び主催者より委託を受けた者が主管し、運営する。

3. 会場

原則として、開催県内とする。

4. 時期及び期間

原則として、大会開催当該年度(4月1日から3月31日)とし、個別プログラムについては、それぞれの主催者が定めることとする。

5. 実施プログラム

- (1) プログラムの内容については、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとしたものとし、開催県における国民スポーツ大会開催の気運醸成や、国体の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的とする。
- (2) プログラムについては、開催県実行委員会が特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会と協議のうえ選定・立案し、本大会については開催年の3月末日まで、冬季大会については、開催前年の8月末日までに、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会に申請し、承認を得ることを原則とする。

6. 開催経費

事業実施に係わる経費については、原則として開催県の負担とするが、個別のプログラムに係る経費については、本基準第1項により主催者に加えた者の負担とする。

7. その他

- (1) 本基準に定めない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、主催者間で協議することとする。
- (2) 本基準の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

2 文化プログラム事業スケジュール（先催県ベース）

細目	2024年(R6)	2025年(R7)	2026年(R8)	2027年(R9)	2028年(R10)
	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
大会開催地	佐賀	滋賀	青森	宮崎	長野
業務内容	文化プログラム 実施基本方針	文化プログラム 実施要項	文化プログラム 事業募集	日本スポーツ協会 承認 ↑ 日本スポーツ芸術協会 協議	事業実施 1/1～12/31
広報活動		・市町村・関係団体へ協力依頼 ・チラシ、HP、SNS等による 募集案内			チラシ、HP、SNS等 による実施事業の広報

3 先催県における文化プログラム事例

【佐賀県】



〈佐賀バルーンフェスタ〉



〈鳥栖山笠〉



〈小城市民文化祭作品展〉



〈多久市教育キャンプ〉



〈JAXA SCHOOL〉



〈伊万里ウォーク 2024〉

【新潟県～佐賀県】



〈全国スポーツ写真・全国スポーツ俳句展〉

【茨城県～佐賀県】



〈全国都道府県対抗eスポーツ選手権〉

4 「全国スポーツ写真コンクール」「全国スポーツ俳句コンクール」

文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、国スポ・全障スポ開催県、特定非営利法人日本スポーツ芸術協会が主催となり、毎年実施しているもの。特定非営利法人日本スポーツ芸術協会が主体となり応募、審査を行い、開催県は両コンクールの周知および表彰へ協力を行う。

募集ポスター



5 「全国スポーツ写真展」「全国スポーツ俳句展」

「全国スポーツ写真コンクール」および「全国スポーツ俳句コンクール」で入賞した作品を国スポ・全障スポ開催県内で「全国スポーツ写真展」、「全国スポーツ俳句展」として開催するもの。特定非営利法人日本スポーツ芸術協会と国スポ・全障スポ開催県が写真の現像や会場手配、展示会の周知等の準備を行う。

全国スポーツ写真展、全国スポーツ俳句展

